

## 労災保険に係る文書料の見直し（案）

### 1 文書料設定の考え方

文書料の見直しに当たっては、各種文書の作成趣旨等を踏まえ、以下の考え方に基づき見直しを実施してはどうか。

類型	文書料設定の考え方
A	<p><b>意見書料</b></p> <p>障害（補償）等給付に限らず、個々の労災請求事案の業務上外、再発、傷病の治ゆ、障害等級認定、遺族補償年金の受給権者たる遺族の障害の程度の認定等、多岐にわたる照会事項に対して、検査結果や文献等の医学的知見に限らず、監督署の調査結果等も踏まえた医学的意見を記載するものであり作成には特に大きな負担が生ずることに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行うものの、<u>他の診断書料等よりも高い価額となるよう見直しを行う。</u></p>
B	<p><b>障害（補償）等給付請求用診断書料</b></p> <p>障害（補償）等給付請求に係る検査結果等を踏まえた残存障害の評価、所見を記載いただくこととなり、作成には相応の負担が生じるとともに、今般の様式見直しによる記載事項の増加等の診断書作成負担はさらに増大する。これを踏まえ、<u>実態調査結果を踏まえた見直しを行う</u>。ただし、Aの価額設定を超えない範囲で見直しを行う。</p>
C	<p><b>その他の診断書料</b></p> <p>年金給付に係る傷病、障害の状態、介護の要否、療養継続の要否、はり・きゅう及びマッサージの施術の必要性等、専門的な医学的見解を述べることが必要で記載事項も多い様式となっていることから、作成には相応の負担が生ずることに鑑み、<u>実態調査結果を踏まえた見直しを行う</u>。ただし、Bの価額をを超えない範囲で見直しを行う。</p>
D	<p><b>証明書料</b></p> <p>現在治療を行っている被災労働者の休業期間等に係る証明であり、他の様式と比較して作成が容易で負担が小さいことに鑑み、<u>実態調査結果を踏まえた見直しを行うものの、上記A～Cの増加率を超えない範囲で見直しを行う。</u></p>

## 2 見直し案

今般実施した実態調査結果に基づき、診断書、意見書料をそれぞれ以下のとおり見直してはどうか。

類型	診断書等の種類	金額	
		見直し前	見直し後
A	意見書	7,000円 ～20,000円	8,000円 ～22,000円
B	障害（補償）等給付請求用 診断書料	4,000円	7,000円
C	その他の診断書料	3,000円 ～5,000円	4,000円 ～6,000円
D	証明書料	1,000円 ～2,000円	1,100円 ～2,200円